

組合の楽しい便り 投稿歓迎します

No420

ラベルニュース

東京都ラベル印刷協同組合

☎111-0051 東京都台東区蔵前 4-16-4

令和2年5.6月合併号

編集:広報・情報システム委員会

TEL(3866)4561 FAX(5821)6443

第54回通常総会を開催

新型コロナウイルス感染のため

初の書面決議の変則開催に

の総会となりましたが、慎重審議をお願いします」と挨拶し、本間専務理事が出席状況について、本人出席四名、書面決議による出席二十三名、計二十七名の参加で過半数に達しているため、本日の総会は成立していると報告、北島理事長を議長に選出し各議案の審議に移りました。

第一号議案・平成三十一年度の事業報告及び決算関係書類承認の件について、本間専務理事より説明があり、平山副理事長が監査報告(代読)し、原案通り満場一致で可決承認、第二号議案・令和二年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件について本間専務理事より説明があり、原案通り満場一致で可決承認されました。

第三号議案・令和二年度

借入金残高の最高限度決定の件についても本間専務理事より従来通り二千万円にしたいと説明があり、原案通り可決承認、第四号議案・役員報酬決定の件については本間専務理事より従

来通り支給しない旨が報告の総会となりましたが、慎重審議をお願いします」と挨拶し、本間専務理事が出席状況について、本人出席四名、書面決議による出席二十三名、計二十七名の参加で過半数に達しているため、本日の総会は成立していると報告、北島理事長を議長に選出し各議案の審議に移りました。

また、持続化給付金や雇用調整助成金などについても、売り上げが五〇%減少していなくては駄目だとか申請手続きがあまりにも煩雑という声が多く、申請の前にあきらめてしまう組合員が多いことも報告され、今後さらに情報発信していくことが確認された。

令和二年度事業計画

実施事業

1. 技術・環境対策委員会

新技術、新商品の積極的な開発と環境問題、リサイクル化に取組む

①ラベル関連ミニ機材展の開催

② R P F 化によるリサイクル化事業のさらなる普及・啓蒙

③ 製版技術の C T P 化による進歩に遅れないための版や刃型などの使用方法についての勉強会の実施

④ デジタルプリンターの将来性と課題について検討する

2. 教育・経営委員会

経営者と従業員の意識改革と、資質の向上を目的にした各種事業を実施する。

① 人材の育成を目指した、経営者、従業員への教育支援「出前・出張講座」の実施

② 環境対応へのシール・印刷グリーンプリンテイング(G P) 認定取得支援

③ 小規模・零細企業向けの簡易版事業継続計画(B C P) の推進

3. 広報・情報システム委員会

組合員に対し迅速な情報の提供と、組合事業の広報活動を積極的に、多様な情報化時代への対応をはかる。

① 組合機関連紙『ラベルニュース』のよりいっそうの

令和二年度の第五十四回通常総会は、新型コロナウイルスの影響により、当初予定の通常開催が不可能となったため、初めて書面決議による開催となりました。

五月二十一日(木)午後六時より、組合会議室に於いて北島憲高理事長、平山良一副理事長、本間敏道専務理事の出席により総会が開催されました。

冒頭、北島理事長が「予想だになかった新型コロナによって、こういう形で

紙面充実をはかる。

② 組合ホームページの内容について、大幅な見直しとその活用方法の研究

③ 国や東京都などの金融情報、助成金情報の迅速な提供をはかる。

4・福利厚生委員会

組合員および従業員の福利厚生に関する各種事業を行い、ゆとりと余裕のある労働環境構築に努める。

① 従業員対象の働き方改革の徹底、有給休暇取得率のアップを図る。

② 組合研修旅行とボーリング大会の実施など組合員、従業員を対象にした福利厚生事業の充実

③ 育児休業や介護休業法など関連法規の周知徹底。

5・事業委員会

① 組合財政の基盤強化のために、副資材の共同購入と新たな事業収入の道を探る。

② 雄型用紙等、副資材等組合取扱商品の使用方法をホームページで紹介

③ 組合オリジナル取扱商品の調査・研究に努める。

④ 組合取扱商品の拡大とPRに努める。

緊急アンケート調査第2弾

売り上げ低下は70%に
申請手続き煩雑の意見も

た。問二の「何%減ったか」については、「二〇%」が六社、「一〇%」が四社、「三〇%」が三社、「四〇%」が一社、「五%」が一社、「八〇%」という大幅減も一社あった。逆に「五%」増えたが一社となっている。

問三の「国や都の緊急融資制度や雇用調整助成金の申請をしました」かについては、「申請していない」が七社、「申請している」が四社、「検討中」が六社でした。問四の「申請しているのは何か」については、「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」が一社、「雇用調整助成金」が二社、「持続化給付金」が二社、「公庫セーフティネット貸付」が一社でした。

問五の「申請していない」と答えた理由については、「特に必要としていない」が四社、「その他」が三社で、その内訳は「急いでいない」「今現在売り上げ低下が基準値に届いていないため」「事業所のため本社管轄」などでした。

また、意見として「持続化給付金を申請したが、売り上げ低下が基準の五〇%に届いていないため申請不可でした」、「まだ具体的な影響は出ていないが運転資金として無利息の融資を考えている」などの意見がありました。

今回の結果を見ると、この二か月ではそれほど影響はまだ出ていないが、むしろ今後半年、一年先が危惧されるという結果となっている。

持続化給付金はひと月の売り上げが前年同月比で五〇%以上低下していることが条件になっているため、現状では難しいこと、また雇用調整助成金は、大分簡素化されたとはいえ、申請手続きが煩雑だということであきらめてしまったというケースもある。

中には国や東京都の助成金よりも、区や地元の信用金庫の方がこういう時には対応が早いと、融資をすでに受けたというケースもいくつかありました。

組合では今後も現状を注視しながら、最新の情報を的確に組合員に提供してい

雇用調整助成金

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

事業主の皆さまに、雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めて頂けるよう、特例措置をさらに拡充しました

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援するため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施します。

雇用調整助成金の更なる拡充について

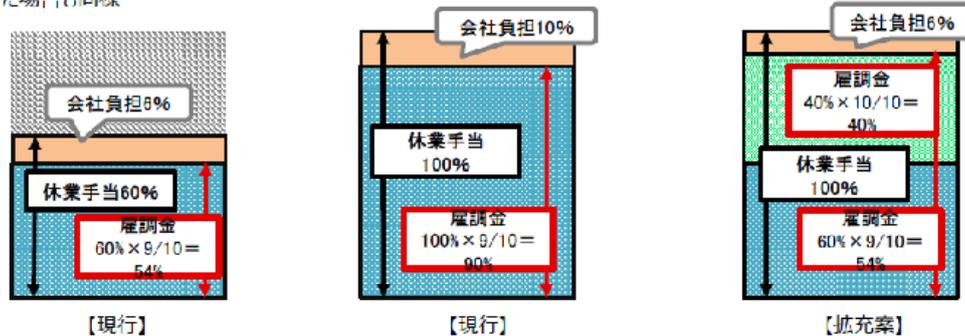
別紙

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で、経済活動に急激な影響が及ぶとともに、長期にわたる休業が求められており、労働者の雇用を維持し、その生活の安定を確保することが重要。
- このため、支払能力の乏しい企業においても、労働基準法上の基準（60%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行う。

拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする。

※ 教育訓練を行わした場合も同様



拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 - ② 上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

適用日 令和2年4月8日以降の休業等に遡及（4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用）

※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

なお、事業主の皆様にも前広に安心していただけるよう政府としての方針を先行して表明したものです。申し訳ございませんが、本特例措置の詳細については、令和2年5月上旬頃を目途に発表しますので、お問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。

日本印刷産業連合会がデジタル印刷に関する調査を

シール・ラベル大幅に伸びるも課題も多く

日本印刷産業連合会(金子慎吾会長)では、傘下一〇団体と日本印刷技術協会から抽出した七一三社に「印刷業界におけるデジタル印刷に関するアンケート調査」を実施し、このほど「二〇一九年デジタル印刷市場の現状」と題する報告書を公開しました。二一三社から回答を得ることができ、回答率は二九・九%でした。

方式別のデジタル印刷機の保有台数、稼働状況、収益性と月間の出力枚数を質問している。基本的には前年度の調査項目を踏襲している。

「二〇一九年デジタル印刷市場の現状」と題する報告書を公開しました。二一三社から回答を得ることができ、回答率は二九・九%でした。

つぎにデジタル印刷が適しているあるいは将来の成長が見込める市場を探るため印刷物の受注品目別に現状の売上上位順、昨今の傾向と将来性について質問している。

デジタル印刷機は全回答企業の八四・〇%(一七九社)が保有し、保有台数の合計は六五五台であった。

また、自社でデジタル印刷の売上が最も高い品目については、受注一件あたりの平均ロットと受注金額を聞いている。さらには、デジタル印刷の活用を促進するためのアピール点を探るためデジタル印刷のどのような特性を顧客に訴求しているかを質問している。

保有企業で台数未回答の企業を除いて計算すると一社平均三・八九台であった。一社での最多保有台数は三十三台で、内訳はトナー機二〇台、インクジェット機十三台であった。設問構成としては、基礎データとして企業属性、デジタル印刷の売上構成比、

また、印刷会社が抱えているデジタル印刷の将来像を端的に探るためデジタル印刷が従来の印刷を超える時期も質問している。

回答企業の全体の売上に占めるデジタル印刷の割合は平均二二・四%で前年度の二一・二%からわずかながら増加した。一社平均の保有台数は三・八八台で、前年度の四・二八台から〇・四ポイント減少、大判インクジェットの台数減が影響している。

オフセットなどの従来印刷を超える時期を尋ねた設問では、「超えることはない」という回答は六一・四%であった。昨年の六八・七%からは七%以上減少、若干ではあるがデジタル印刷へのイメージは変化していると思われる。

方式別ではトナー(粉体)が三七一台、トナー(液体)が二八台、大判インクジェットが一八六台、高速インクジェット(枚葉)が十七台、高速インクジェット(連帳)が二十六台、インクジェット(オフセット機等搭載)が三

台、シール・ラベルが二十四台であった。

大判インクジェットは前年度の二四六台から大幅減、シール・ラベルは前年度の八台から大幅増となっている。

デジタル印刷の売上上位の受注品目の順位は一位が事務用印刷、二位がDM、三位が報告書、論文、議事録などとなっている。成長率、将来性についてはDMに期待が集まっている。

リシールのリスク要因としては色の鮮やかさに劣る(例えば落款の朱色)、デジタル印刷機ではアナログ機のようにワンパスで後加工まで行うことができず、工数が増える

その他のリスク要因として、技術革新のスピードが速く投資のタイミングの見極めが難しい。減価償却期間が短く、短期間で採算ベースに乗せる必要がある。デジタル印刷機の機能が向上すればするほど顧客の内製化が進むのではないかといったコメントが寄せられている。

■屋内は全面禁煙に

飲食店運営に大きな影響がある改正健康増進法。今年年四月一日から屋内は原則禁煙になったが、一定

の条件を満たしていれば、現状の喫煙環境を継続することが可能だ。また、東京都をはじめ複数の自治体では、国の動きに前後して独

No170 健康がいちばん!

4月1日より屋内全面禁煙に

東京は84%の飲食店が規制対象

吸う人も吸わない人も飲食を楽しめる店舗にするために取り組むべきポイントを解説する。

■都は国より厳しい基準

二〇一八年六月に東京都の受動喫煙防止条例が、七月に国の改正健康増進法が成立した。東京オリンピック・パラリンピックに対応するため、都条例は国の法律よりも規制内容が厳しくなっている。両者の違いはどこにあるのだろうか。飲食店に関する部分のみを表にまとめた。

- ① 客席面積が一〇〇㎡を超える
- ② 資本金が5千万円を超える
- ③ 今年四月一日以降の新規店

このうちどれか一つに

自の受動喫煙防止条例を制定している。中には改正法より厳しい規制が盛り込まれている場合もあるので、確認が必要だ。

売上にも繋がるテーマであり無視することはできない受動喫煙対策。たばこを

で同様、喫煙が可能だ。また、喫煙を主目的とするバーやスナックなども飲食と共に喫煙できる。

■東京都は規制条件に従業員の有無を盛り込む

東京都の条例では、国の規制条件に加えて従業員の有無が加わっている。客席面積の大小に関わらず、従業員を雇っている場合には原則禁煙だ。これは弱い立場にいる飲食店の従業員を、受動喫煙から守るためのもので、東京都のホームページによれば、都内の飲食店のうち約八四%が規制の対象となる。

なお、客席面積が一〇〇㎡以下で規制の対象外だった店舗がリニューアルによって、客席面積を増床させた場合は、既存店であっても規制対象となる。

さらに、受動喫煙防止の観点から未成年の喫煙室への立ち入りは制限される。つまり、小規模店舗でも禁煙や分煙対策をしていない喫煙可能店舗には、未成年は入れなくなる。これは客だけでなく従業員にも適用されるため、未成年の従業

員は喫煙・分煙スペースへの料理の配膳だけでなく、清掃などの業務をさせることはできない。

■未成年の従業員にも配慮

さらに、受動喫煙防止の観点から未成年の喫煙室への立ち入りは制限される。つまり、小規模店舗でも禁煙や分煙対策をしていない喫煙可能店舗には、未成年は入れなくなる。これは客だけでなく従業員にも適用されるため、未成年の従業員は喫煙・分煙スペースへの料理の配膳だけでなく、清掃などの業務をさせることはできない。高校生、大学生など未成年のアルバイトを雇っている場合は、業務の範囲を切り分ける必要があるだろう。

また、店内で喫煙できる場合は、店頭や喫煙室に指定の標識（ステッカー）の提示が義務づけられる。規制対象とならない飲食店でも標識の掲示は必要だ。標識の一例は厚生労働省の受

動喫煙対策ウェブサイトからダウンロードできる。

【参考資料】

<https://www.foods-ch.com/>

リネットックでは、使用済みペットボトルを原料にしてつくられた再生PET樹脂を表面基材に80%以上使用したラベル素材を二〇一五年から販売している。今回新たに、再生PET樹脂を一〇〇%使用したラベル

素材を開発。環境配慮をコンセプトにしたフィルムベースのラベル素材「カインアシリーズ」のラインアップに追加し、このほど国内外で販売を開始しました。今回発売した「KP三八〇ニL」(透明タイプ)は、

再生 PET 樹脂を 100%使用したラベル素材
ラベル素材のラインアップを拡充



表面基材に再生PET樹脂一〇〇%使用したラベル素材。

再生PETフィルムを使用していない非再生PETフィルムベースのラベル素材と同程度の物性を実現しています。また、表面基材の厚みが三八 μ mと、汎用品(五〇 μ m)に比べて薄いため、再生原材料自体の使用量削減に貢献します。

二〇一五年の発売以来、世界各国で高く評価されており、表面基材に再生PET樹脂を80%以上使用したアイテムを拡充してきた。粘着剤についても溶剤を使用しない環境配慮型の新規エマルジョンタイプを採用。商品の表示ラベルやPOP・アイキャッチラベルなどの用途で幅広く使用できる。仕様は次の通り。

品番・KP三八〇ニL
表面基材・(厚み)透明ポリエステルフィルム(38 μ m)
【再生PET樹脂使用比率一〇〇%】粘着剤・強粘着エマルジョンタイプ
剥離紙・片面ポリラミグラシン紙

特徴としては、

①使用済みペットボトルを原料にしてつくられた再生PET樹脂を表面基材に
主な用途としては、日用品・化粧品・食品をはじめとする各種商品の表示ラベル、POP・アイキャッチラベルなど